

# 第1章 基本方針の策定にあたって

## 1. 基本方針の位置付けと目的

船橋市文化振興基本方針（以下、「基本方針」という。）は、船橋市総合計画後期基本計画（以下、「後期基本計画」という。）、船橋市教育大綱及び教育関連計画を推進していくための個別計画の一つとして位置付け、今後の船橋市における文化振興の進むべき方向を示すことを目的として策定しました。

策定にあたっては、船橋の自然や歴史等を背景として、先人たちの営みによりつちかわれてきた文化及び文化施策の現状や課題を把握するため、社会的な動き、地域の特徴、文化資源を整理するとともに、アンケート調査や文化団体との意見交換会などを行いました。

こうして把握した文化施策の現状や課題を踏まえ、船橋市において今後の文化施策を推進していくために必要な事項をまとめ、基本方針を示しています。

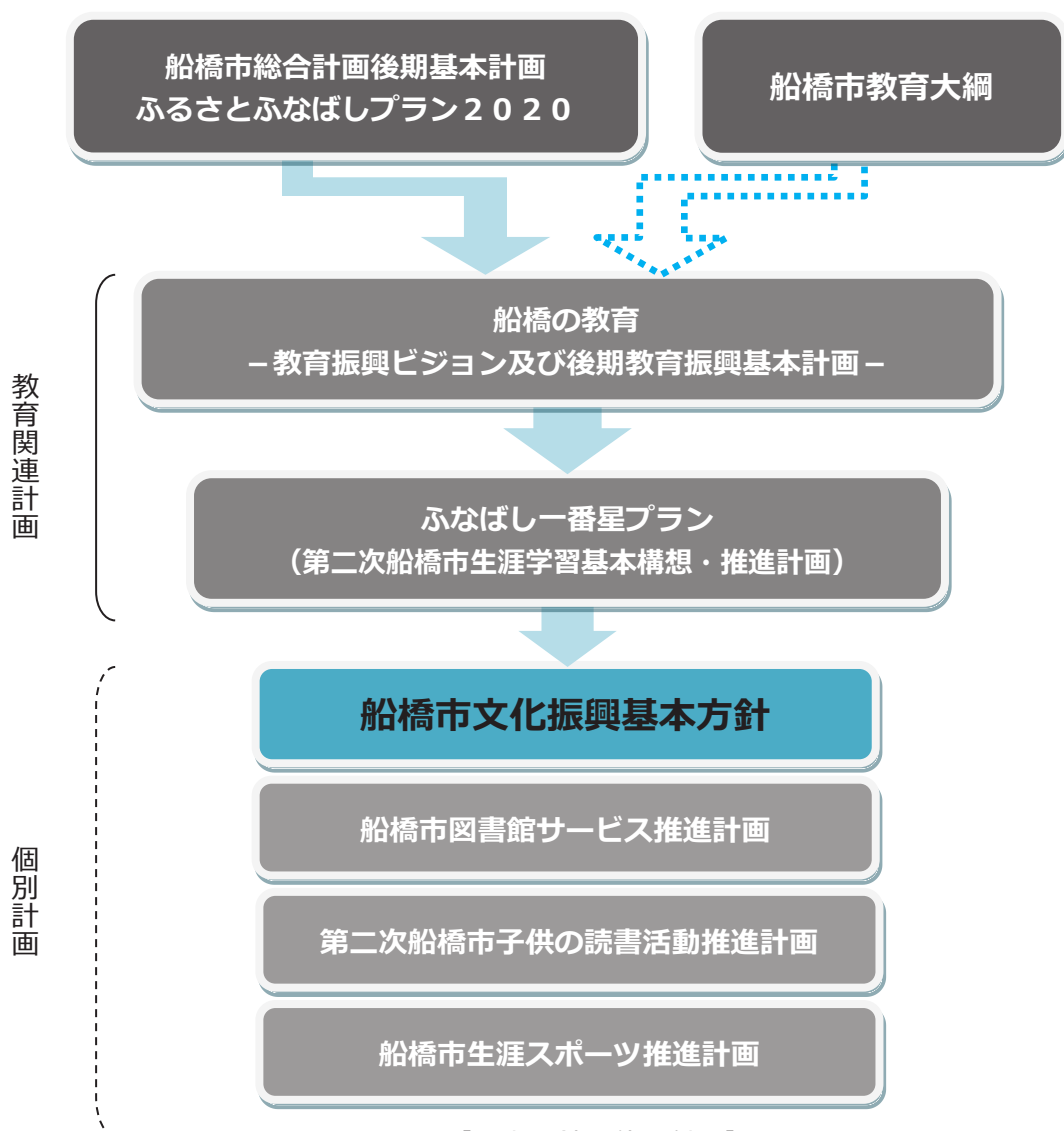


図-1 【基本方針の位置付け】

2. 基本方針の期間

基本方針は、文化芸術振興基本法（平成 13 年法律第 148 号）（以下、「基本法」という。）及び基本法に基づき国が策定する、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るための文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次基本方針）（平成 27 年 5 月 22 日閣議決定）（以下、「第 4 次基本方針」という。）と整合を図りながら推進するものです。

第 4 次基本方針は期間を概ね 6 年とし、平成 32（2020）年に見直しが行われます。

そのため、船橋市の基本方針は、国の見直しの内容を踏まえた上で見直すことができるよう平成 29（2017）年度から平成 33（2021）年度までの 5 年間を期間とします。

船橋市の計画等

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
船橋市総合計画 後期基本計画	平成 24 年度～平成 32 年度						
船橋の教育－教育振興ビジョン及び後期教育振興基本計画－	平成 27 年度～平成 31 年度						
ふなばし－番星プラン（第二次船橋市生涯学習基本構想・推進計画）	平成 24 年度～平成 32 年度						
船橋市文化振興基本方針	基本方針策定		平成 29 年度～平成 33 年度				見直し

国の基本方針

文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次基本方針）	平成 27 年度～平成 32 年度（概ね 6 年間）						
------------------------------	----------------------------	--	--	--	--	--	--

### 3. 文化を取り巻く社会背景

#### 文化芸術振興基本法の制定（平成 13（2001）年 2 月）

平成 13（2001）年に基本法が制定され、地方公共団体は、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することが規定されました。

#### 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定（平成 25（2013）年 9 月）

平成 32（2020）年に東京での開催が決定したオリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「2020 年東京大会」という。）について、第 4 次基本方針では、「2020 年東京大会を文化の祭典としても成功させることにより、我が国の文化の魅力を世界に示すとともに、文化芸術を通じて世界に大きく貢献するまたとない機会であり、文化芸術の振興にとって大きなチャンスである。」としています。

国が策定した文化プログラム<sup>①</sup>の実施に向けた文化庁の基本構想（平成 27 年 7 月文化庁）では、「ロンドン大会（2012 年）の例では、大会の 4 年前である 2008 年から、英国のあらゆる地域で、音楽、演劇、ダンス、美術、映画、ファッション等の多角的な文化や英国の魅力を紹介する文化プログラムが実施された。日本も、2020 年東京大会の開催効果を東京のみならず広く全国に波及させるため、文化プログラムを全国各地で実施する。」としています。

船橋市においても文化プログラムを実施することによって、地域の文化を国内外に示し、市民のみならず多くの人を引き付ける魅力的な文化が創造されることが期待されます。

#### 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次基本方針）の策定（平成 27（2015）年 5 月）

第 4 次基本方針では、「文化芸術資源で未来をつくり、「文化芸術立国」の姿を創出していくための国家戦略となることを目指す」とされていますが、一方で文化振興に関わる近年の課題の一つとして「人口減少社会が到来し、特に地方においては過疎化や少子高齢化等の影響、都市部においても単身世帯の増加等の影響により、地域コミュニティの衰退と文化芸術の担い手不足が指摘されている。」と示しています。

他方で、インターネット等の情報通信技術の急速な発展と普及、グローバル化の進展などに伴い、国内外の文化の相互交流が進んでいるとしています。

#### <文化に関する近年の動向>

時期	法律の制定等
平成 13 年 2 月	「文化芸術振興基本法」の制定
平成 24 年 6 月	「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（劇場法）」の制定
平成 25 年 9 月	「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催決定
平成 27 年 5 月	「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次基本方針）」の策定
平成 27 年 7 月	「文化プログラムの実施に向けた文化庁の基本構想～2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化芸術立国の実現のために～」策定

① 文化プログラムは、オリンピック憲章により規定されています。

1-オリンピック組織委員会は、文化的ないくつかのイベントを計画し、プログラムを作成しなければならない。プログラムは IOC 理事会に提出し事前に承認を得なければならない。

2-文化プログラムは、オリンピック競技大会の参加者とその他の観客との平和でなごやかな関係、相互理解および友情を増進するのに役立つものでなければならない。

## 4. 基本方針における文化の捉え方

### (1) 文化とは

最も広く「文化」を捉えれば、人間の自然との関わりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観等、およそ人間と人間の生活に関わる総体を意味します。基本法では、文化芸術について「人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。」と規定しています。

文化は、市民が行っている様々な活動、市域を超えた様々な交流や社会背景等から生み出され、常に変化し続けるものであることから、人々のあらゆる活動が文化となり得ると考えられます。

### (2) 文化の意義

私たちが文化に触れ親しむことは、自身を知ることでもあります。自身を知って他人とつながっていくことにより、互いを認め受け入れることにつながります。

また、文化は、文化に関わる活動を通じて私たちの日常に新たな価値や魅力を与えるほか、教育、環境、福祉、観光・産業、スポーツ、まちづくり等幅広い分野との関わりにより、それぞれの価値や魅力を高めて波及させていくことができます。

このように考えると、文化は、私たちの日常生活に楽しさや生きがいを与え豊かな心を育むだけでなく、社会とのつながりや交流などを通じて人生に潤いを与えることができるものであるといえます。

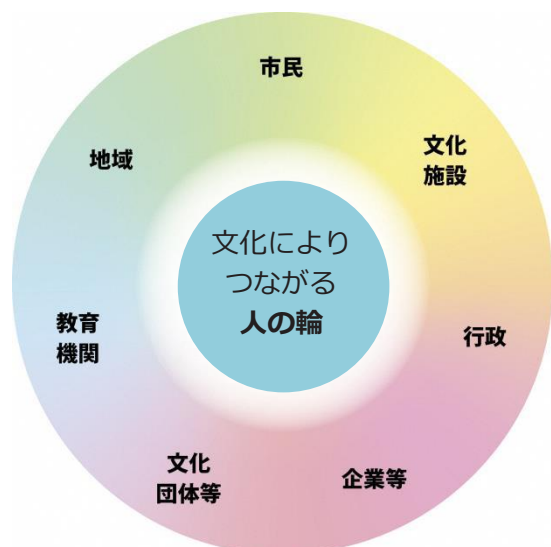


図-2【文化によりつながる人の輪】

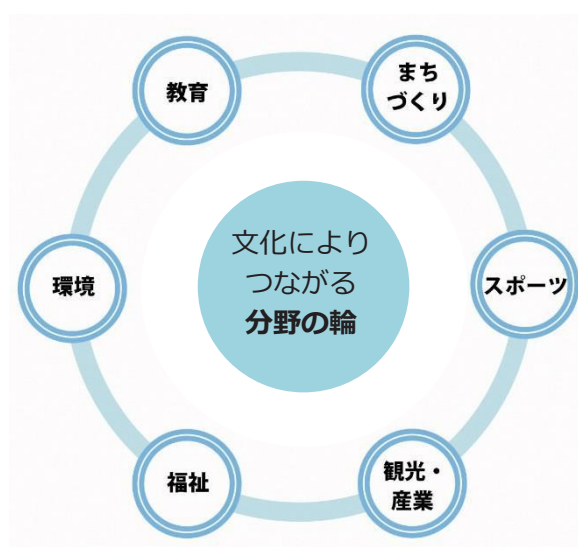


図-3【文化によりつながる分野の輪】

(3) 基本方針で取り扱う文化の捉え方

船橋には、自然や歴史等を背景として有形・無形の文化財が残されています。

祭りや踊りなど地域の固有の文化が**伝統文化**として脈々と受け継がれ、活気之源となっており、多くの市民が茶道や華道などの**生活文化**に関わる活動を行い、日常的に様々な文学や音楽、美術などの**芸術文化**に触れています。

こうした市民の活動とその活動の成果は市民の宝であり、船橋市ではこれを継承・発展させるため環境を整備してきました。

基本方針においては、基本法に示されている文化芸術を踏まえ、船橋の自然や歴史等を背景として育まれたものを総称して「文化」とし、文化活動を行う人または支援する人を「文化の担い手」とします。

また、こうした文化や文化の担い手、文化活動とその成果、施設を総じて「文化資源」と捉えます。

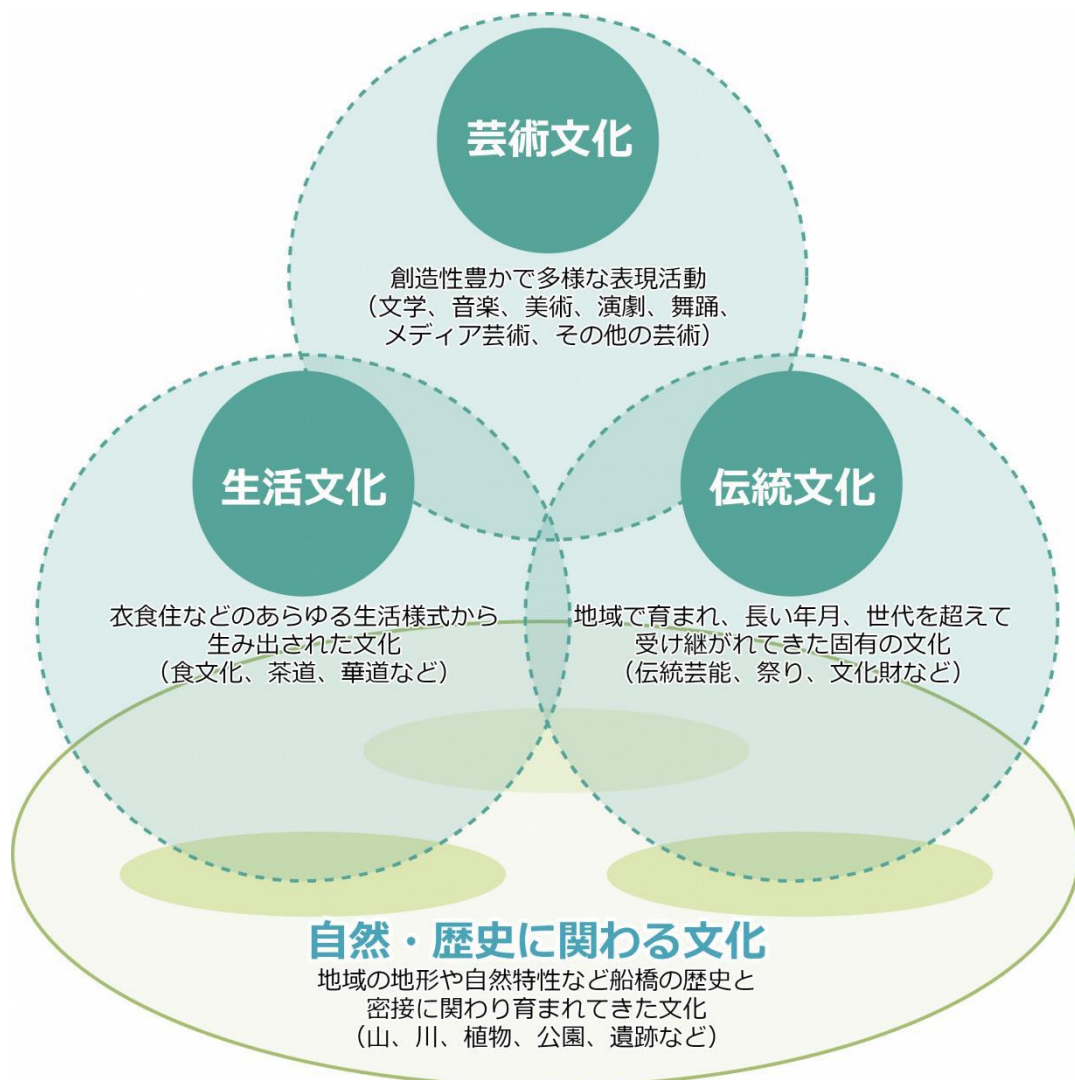


図-4 【船橋市の文化を捉えるためのイメージ】